

「副誌」 誓約書

私儀今回ツーリング社費値下筆議の一員として血盟は儀と直絶
對團員と一致行動を取り筆議團幹部の統制に服し終始致すべく若し万
一統制を案し違背行為有之候場合は如何様の制裁を受るとも決して
異議與之候筆議費用として一言につき三十圓を曝出することに決定仕り候
上は筆議團幹部に一任仕るべく後日の為茲に誓約仕り候也

昭和三年六月 日

右 氏 名

住 所

筆議團本部

待 中

「副誌」

拜啓仕候陳者貴白ニハ従業員同名ニ御参加相成り同盟決議トシテ本社々則ニヨリ
決之シタル社費是々月金百奉拾圓也ヲ金八拾圓ニ減額スヘキ旨、御要成有之候処
御承知ノ通り弊社ハ資本会社ト異ナリ従業員ノ共同経営ニ等シキモノニシテ従業員
員諸君ハ会社名義ヲ以テ営業ニ従事シ會社ハ従業員諸君ノ業務ヲ容易ニ且ツ有利
ナラシムル為メ事務ノ統一ヲ計リ營業所其他ノ設備ヲ為シ社費ハ即チコレ等ノ費
用ニ充當スルモノナルコト夙ニ御承知ノ通りニ有之候 弊社ハ創設ノ主旨が労資
ノ協調ニアリ従来此ノ種ノ思存ヲ顧客ノ信用ヲ得今日アルヲ得タルモノナルモ小
資本ノ為メ固定的設備ニ多額ノ資本ヲ投シ不況ニ當ツテ之が回収困難ナル現状ニ
アル所ヨリ会社ノ経営ニ必要ナル費用モ自然營業所ニ比シ多額ノ支出ヲ余儀ナク
セシメラレ居ル事也御承知ノ御事ト存候

右儀ノ次第ナルヲ以テ本社ノ社費ハ従ラニ多額ヲ徴収シテ復立又ハ配當ノ資源ト
為スニ非ズ要ハ従業員諸君ノ業務ヲ遺憾ナカラシムルニ至ルノ費用アレバ之ヲ以
テ満足スルモノニ有之候

依テ吾々理事者トシテハ出不得ル式々経費ヲ節約シ従業員各自ノ収益ヲ計ランガ
為メ日夜苦慮致シ居候得共如何ニ節約スルモ壹台金百拾拾圓以下ノ社費ニテハ公
社ノ経営全ク不可能ニ有之テ遺憾貴台ノ御要成ニ応ジ難キ次第ニ有之候

前述ノ通り本社ハ資本的会社ト趣ヲ異ニシ社費即各員ノ營業費ニシテ之ヲ以テ他